

## 長崎市監査公表第 17 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 3 年 12 月 24 日

長崎市監査委員 三 井 敏 弘  
同 三 谷 利 博  
同 奥 村 修 計  
同 林 広 文

### 1 監査の種類

財務監査（工事監査）（令和 3 年 8 月 20 日付 長崎市監査公表第 10 号）

### 2 監査の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 7 月 27 日まで

### 3 措置を講じた部局

区分	部局名	所属名
指摘	土木部	土木企画課
	南総合事務所	地域整備課

### 4 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。

所属名	指摘	措置
<p>土木部 土木企画課</p>	<p>(仮称) 長崎駅二輪車等駐車場新築主体工事 建設廃棄物処理委託の契約及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付をしていなかった。法令遵守の指導に留意されたい。</p>	<p>当初設計で産業廃棄物の処分の予定はなかったが、設計変更により産業廃棄物の処分が新たに発生することになったため、受注者から施工計画書（変更）とともに、建設廃棄物処理委託契約書の書類を受理し、また産業廃棄物の処理後にマニフェストを受理する必要があったが、確認作業ができておらず受理を漏らしていた。</p> <p>そのため、課内勉強会を開催し、工事における根拠規定の再確認と、設計変更を行った場合に、新たに生じた作業等において、必要な手続きや提出書類がないかの確認を確実に行うよう周知徹底を図り、再発防止に努めることとした。</p> <p>なお、受注者に対して通知文を提出し指導を行った。</p>
<p>南総合事務所 地域整備課</p>	<p>野母崎総合運動公園造成工事 チェーンソーによる伐木作業において、下肢の切創防止用防護衣を着用していなかった。適切な安全管理の指導に留意されたい。</p>	<p>令和3年9月に課内にて勉強会を開催し、監査指摘事項について周知を行い、伐木等の作業を行う工事については、受注者へチラシ等により周知を行い、管理・指導を徹底し再発防止に努めることとした。</p> <p>なお、受注者に対して通知文を提出し指導を行った。</p>